

# 仕 様 書

1 件 名 常盤平児童福祉館2階階段室ほか1か所空調機備品の購入

2 規格・数量

(1) 階段室

ア タイプ ルームエアコン（室内機・室外機）  
イ 能 力 冷房能力7.1kW以上 暖房能力8.5kW以上  
ウ 電 源 単相 200V  
エ 参考型式 MSZ-ZW7125S-W-IN、MUZ-ZW7125S  
オ 数 量 1組

(2) ほっとる一む常盤平

ア タイプ ルームエアコン（室内機・室外機）  
イ 能 力 冷房能力7.1kW以上 暖房能力8.5kW以上  
ウ 電 源 単相 200V  
エ 参考型式 MSZ-ZW7125S-W-IN、MUZ-ZW7125S  
オ 数 量 1組

3 納入場所

松戸市常盤平西窪町12 松戸市立常盤平児童福祉館

(1) 2階 階段室

(2) 2階 ほっとる一む常盤平

4 履行期限 令和8年6月22日（月）

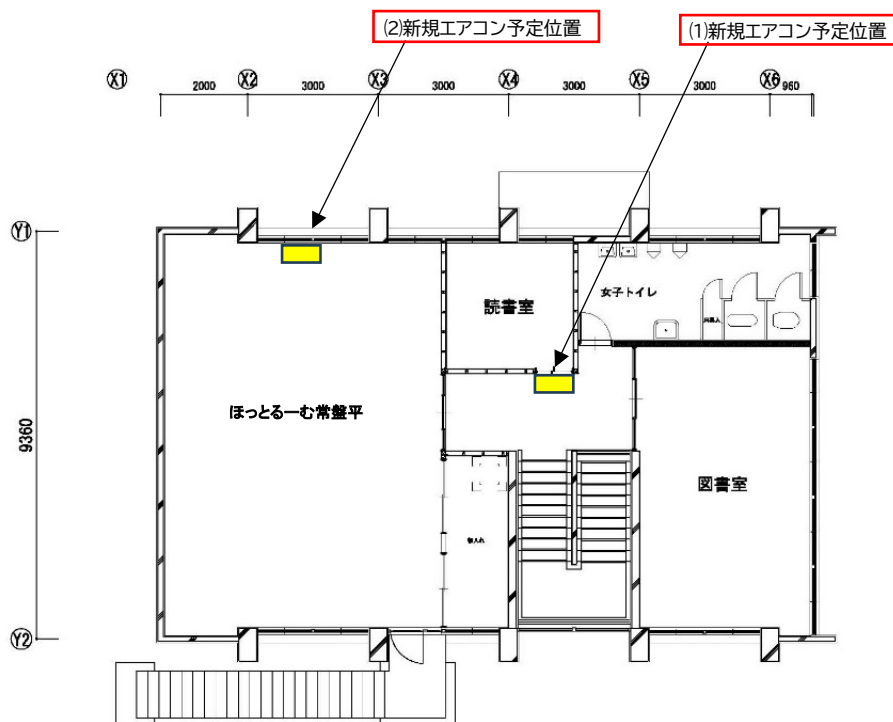
5 設置場所 別紙1の図面参照

6 その他

- ・「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）」（通称：グリーン購入法）の判断基準等に適合している商品であること。
- ・参考型式以外を納入する際は、事前に同等品確認書による承認を受けること。
- ・作業日時は、施設利用者に支障のないよう、松戸市と協議のうえ決定すること。
- ・設置作業、ドレン管及び冷媒管設置作業、分電盤配線作業、試運転調整作業等を含む。
- ・その他については、別紙2「空気調和設備納入に係る注意事項」による。

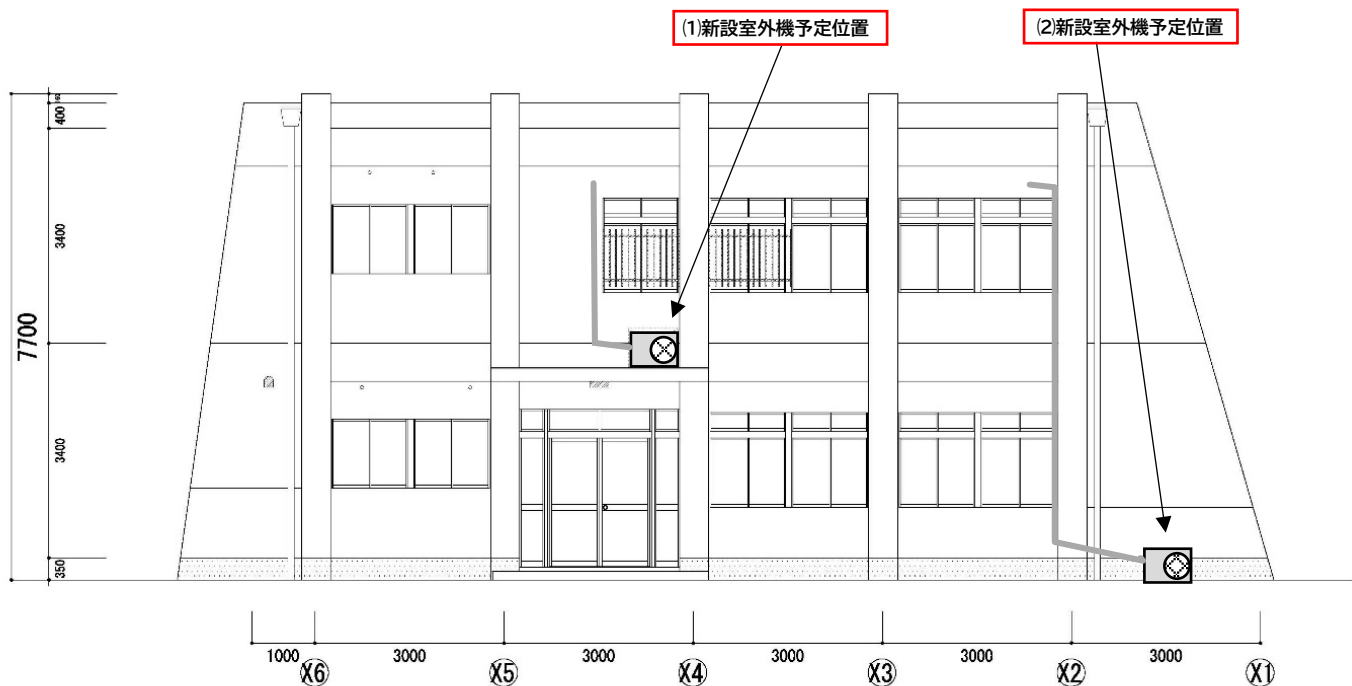
常盤平児童福祉館 (図面)

(室内機)



2階平面図 S=1:100

(室外機)



北側立面図 S=1:50

## 空気調和設備納入に係る注意事項

仕様書記載の納入場所に納入する際、受注者は、「空気調和設備納入に係る注意事項」（以下「本注意事項」という。）を基に実施するものであり、その際に疑義等が生じた場合、受注者は速やかに発注者にその旨を報告し、誠意をもって善処方協議をすること。なお、本注意事項に記載のない事項が生じた場合。また、法令等により当然に行わなければならないとき。若しくは、発注者が必要と認めたものについては、受注者は契約金額の範囲内でこれを速やかに行わなければならない。

### 第 1 空気調和設備機器の納入及びこれに伴う配管等に関すること

1 受注者は、本注意事項を遵守し、空気調和設備の納入及び必要な配管類に関する一切を行う。

#### 2 使用材料について

##### (1) 空気調和設備

ア 室外機 仕様書に準ずる。

イ 室内機 仕様書に準ずる。

##### (2) 配管類

ア 冷媒配管

断熱材被覆銅管

原則断熱厚：液管 10mm 以上・ガス管 20mm 以上

イ ドレン管

硬質塩化ビニル管（屋内配管は保温措置のこと）

#### 3 機材納入について

##### (1) 室内機

ア 室内が有効に冷暖房される位置を考慮し、施設管理者と十分な協議の上決定すること。

イ 天井材（下地材）及び天井スラブへの固定はせず、梁等強度上十分な箇所に取り付け金物を介して堅固に固定すること。

##### (2) 室外機

ア 納入場所は、周囲の安全を考慮すると共に、ショートサーキットが起こらない位置とすること。

イ 壁掛け固定又は上階スラブから吊り固定する場合は、専用の取り付け金物（鋼製溶融亜鉛めっき仕上げ）を用いること。

ウ 壁掛けの場合は、室外機の転倒防止の措置を講じること。

エ 床置きの場合、専用の固定ブロックや据付架台（溶融亜鉛めっき仕上げ）を用いること。

オ 架台選定に際しては、地震や台風による転倒がないものとする。

#### 4 配管類納入について

##### (1) 冷媒配管

###### ア 配管の支持材

冷媒配管を屋外に配管する場合の支持金物は、鋼製溶融亜鉛めっき仕上げ又はステンレス製のものをを用いること。

###### イ 支持間隔

1.5m 以下とすること。

###### ウ 断熱材被覆銅管の配管外装

屋内で居室に露出する場合は、合成樹脂製カバー取付けとする。

屋外露出の場合は、ラッキング（溶融アルミニウム亜鉛鉄板巻き）又は屋外用樹脂ケースにて管の保護を行うこと。なお、外装内部に、雨水等の侵入を防止するための措置を必ず講ずること。

###### エ 冷媒配管完了後、設計圧力以上の圧力で気密試験を行い、24 時間放置し、漏れのないことを確認すること。完了後に実施すべき試験調整を行い、これらの結果について書面をもって発注者に報告すること。

##### (2) ドレン管

###### ア 配管完了後、通水試験を行い、漏れ等のないことを確認すること。漏れ等を発見した際は、直ちに補修すること。

###### イ 支持間隔

1m 以下とすること。

#### 5 配管ルートについて

##### (1) 原則

屋内の冷媒配管等は、動線や作業を考慮して計画し、施工すること。

また、天井材（下地共）及び天井スラブに決して固定してはならず、梁など強度上、十分な箇所に固定すること。

##### (2) 内外配管貫通について

###### ア 建具部を貫通する場合

冷媒管等が欄間等の建具を貫通する場合、ガラスをポリカーボネート板（耐火等建築物の要求がなく、貫通する建具に延焼のおそれがない場合に限る。）又はアルミパネル板に交換すること。その際は、貫通箇所に隙間が生じない措置を講ずること。

###### イ 外壁等を貫通する場合

冷媒管の配管に伴い、梁、柱の貫通及び欠損は厳に禁ずる他、次のとおりとする。

(ア) 貫通部に V U 又は V P（硬質塩化ビニル管等）製のさや管を設け、屋外に向かって水勾配をとること。

(イ) 雨水浸入防止の為、さや管が外壁の外側と接する部分は、その周囲をコーキングにて十分に止水を図ること。

(ウ) 防火区画の貫通箇所は国土交通大臣認定の施工方法とし、箇所ごとに認定シールを貼付すること。

## 第2 空気調和設備の搬入に伴う電気設備に関すること

### 1 電源

- (1) 既設手元開閉器盤から室外機までの配管、配線を行う。
- (2) 手元開閉器盤及び室外機への電線管接続は、2種金属可とう電線管を使用する。

### 2 配線

使用するケーブルは、原則としてエコケーブルを使用するものとし、連絡線については、冷媒管に共巻きとし、断熱被覆材の断面積を著しく損なわない程度に粘着テープにて連絡線を固定すること。

### 3 その他

受注者は、空気調和設備納入に際し適用される法令、条例等を遵守する。諸官庁への手続きが必要な場合は、発注者に報告すること。